

原議保存期間	1年(令和4年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

警察庁丙給厚発第10号、丙企画発第36号
令和2年4月10日
警察庁長官官房長

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止のための更なる取組について(通達)

先般、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言(以下「宣言」という。)が行われたところである。

宣言を踏まえた警察の対応に係る留意事項については、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態における警察の対応に係る留意事項等について(通達)」(令和2年4月7日付け警察庁丙備二発第21号ほか)において示達されており、警察は、宣言の下、必要な警戒警備を実施し、社会秩序の維持のための役割を果たしていくとともに、警察職員の感染防止及び職員への感染発生時の業務継続のための体制の確保に一層取り組んでいく必要がある。

警察における新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止については、これまで関係各部門から留意事項等が累次示達されてきたところであるが、引き続き感染事例が増加しつつあるほか、業務で濃厚に接触していた職員多数に感染が拡大した事例、数十人から百数十人に及ぶ職員の自宅待機が発生した事例、運転免許試験場を施設ごと閉鎖せざるを得なくなった事例等、警察業務の遂行に影響が生じる事例も発生している状況にある。

各位にあっては、下記の事項について改めて徹底するほか、引き続き、職員への感染拡大防止及び職員への感染発生時の業務継続を確保するための創意工夫を凝らした取組を推進されたい。

記

1 個々の職員における自己防衛

(1) 免疫力の維持

疲労の蓄積や栄養の偏りは免疫力の低下につながり、ウイルスに感染するリスクを高めることから、個々の職員が、過重な長時間勤務を避け、十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけること。

(2) 感染防止行動の徹底

新型コロナウイルスの感染経路は、飛沫感染及び接触感染であるとされているところ、後者の接触感染については、他者が触れてウイルスが付着した物(例

例えば、ドアノブ、つり革等の共用物)に触れることで手にウイルスが付着し、その手で口、鼻又は目を触ることで粘膜から感染を起こすとされていることから、出勤・帰宅時、飲食前等における丁寧な手洗いや手指のアルコール消毒を徹底し、清潔でない手で口、鼻又は目に触れない等の感染防止行動を一層徹底すること。

なお、マスクや眼鏡・ゴーグルの装用は、外部からの飛沫を一定程度防ぎ得るほか、清潔ではない手で不用意に口、鼻又は目を触ることを防ぐ観点から有用性があると考えられるが、マスクや眼鏡・ゴーグルに触れた手で口、鼻又は目に触れることによる感染リスクもあることに留意すること。

2 職場における体調不良者への措置等

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発症初期の症状は、発熱、咳等、普通の風邪と見分けがつかないとされていることを踏まえ、風邪症状がみられる職員については、新型コロナウイルス感染症に感染している可能性を念頭に、特別休暇を取得させるなどにより、職場に出勤させない又は速やかに帰宅させる措置を徹底すること。

また、風邪症状がみられる職員の体調が十分に回復したと認められるまでの間は、外出を自粛するよう勧奨するとともに、医療機関を受診するため等の理由によりやむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用を極力控えるよう注意喚起すること。

- (2) (1)の措置をとる前提として、たとえわずかな異変であっても、職員が自身の体調不良（一見して風邪症状に起因するとは直ちに認められない倦怠感や関節痛等の症状を含む。）を上司等に申告することができるよう、職員が安心して休暇を取得できる体制を整えること。
- (3) 厚生労働省が公表している新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安を改めて職員に周知・徹底し、これに該当する場合には、帰国者・接触者相談センターに電話で相談し、同センターから帰国者・接触者外来の受診を指示された場合には、その指示に従うよう指導すること。

3 いわゆる「3つの密」の回避の徹底

- (1) 職場環境の改善等

先般、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の下に設置された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において取りまとめられた「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月1日。以下「提言」という。）において、いわゆる「3つの密」を避けるための取組の徹底について指摘されている。

これを踏まえ、各所属の職場環境が当該条件を満たすことのないよう配慮するとともに、個々の職員にも当該条件を満たすような行動をとらないよう指導を徹底するなど、職場における感染拡大防止に一層留意すること。

(2) 夜間における飲食を伴う会合の自粛

提言においては、最近のクラスター傾向の1つとして「夜の会合の場」が指摘されているほか、「感染拡大警戒地域」における対応例として、「家族以外の多人数での会食などは行わないこと」が挙げられている。

これを踏まえ、異動期における歓送迎会はもとより、夜間における飲食を伴う会合への参加については、厳に自粛すること。